

計画における項目	実施内容	記載ページ	令和7年度取組状況について（3月自殺対策強化月間を含む）
1 啓発と実践の両輪による対策の推進			
（1）相談員養成・確保のための支援	県内で相談事業を実施している民間団体等の従事者を対象とした「電話相談員・面接相談員」養成研修会の実施を支援。周知活動等により相談員の担い手確保	新規 P. 24	・面接相談員養成講座、相談員ケアカウンセリング、フォローアップ研修会等を計画的に実施（徳島県自殺予防協会）し、担い手確保につなげている。
（2）自殺予防週間及び自殺対策強化月間における各種啓発	「自殺予防週間」、「自殺対策強化月間」において、相談会や啓発活動等を実施	P. 25	（地域共生推進課） ・自殺予防街頭啓発 - フジグラン北島（R7. 9. 7（日））（17団体23人参加）徳島駅前（R7. 9. 16（火））（20団体27人参加） ・啓発パネル展（9月）県民ふれあいセンター、徳島市立図書館（3月）県民ふれあいセンター、徳島県立図書館、パークテレコメディア （徳島保健所） ・パネル展の開催、啓発資材の配布（ハローワーク、商業施設等） （吉野川保健所） ・自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせてパネル展、ポスター掲示、啓発資材配布（日本フネン市民プラザ、土成図書館、阿波市交流防災拠点施設アエルワ、吉野川保健所） ・商業施設等への自殺予防週間及び月間のポスター配布 ・ケーブルテレビや広報誌による相談窓口の普及啓発 ・管内高校文化祭での普及啓発実施（パネル展、普及啓発のグッズ等の配布、ストレスチェック等） （阿南保健所） ・パネル展 阿南ひまわり会館、南部総合県民局阿南庁舎、ハローワーク阿南、阿南保健所 ・高等学校等の文化祭における保健展の開催、啓発資材の配布 ・商業施設等への自殺予防週間及び月間のポスター配布 （美波保健所） ・自殺予防街頭啓発 精神保健ボランティアと協力して実施 ・自殺対策強化月間に併せて管内商業施設、公共職業安定所にて資材を設置 ・パネル展 美波庁舎ロビー （美馬保健所） ・広報誌やケーブルテレビなどで啓発を実施（県民局、保健所、商業施設等）（R7. 9. 9～R7. 9. 16） （三好保健所） ・広報誌への掲載やパネル展示（県民局、保健所、商業施設）での啓発を実施（R7. 9. 10～R. 9. 17、R8. 3月） ・コンビニでの啓発資材設置、タクシー会社に依頼し、乗客に対して啓発資材を配布予定。（R8. 3月）
（3）ICTや各種媒体を活用した情報発信の推進	①ウェブページによる情報発信 とくしま自殺予防センターのウェブページにて、基礎資料、自殺の統計、県関係部局や民間団体の取組、こころの健康チェック、相談窓口一覧、自死遺族交流会の開催案内等について情報発信	P. 25	・とくしま自殺予防センターのウェブページにおいて、基礎資料、自殺の統計、県関係部局の取組、協定団体との啓発活動、相談窓口一覧、自死遺族交流会の開催案内等について情報発信を行った。
	②各種媒体を活用した啓発や情報発信の実施 SNSによる「相談機関の案内」や、気軽に参加できる「イベント情報」などの提供、県広報誌や動画などを活用し、自殺対策に関する積極的な啓発を実施 相談窓口についてわかりやすく使いやすいポータルサイトやリーフレット等を整備して情報発信	P. 25	・SNSによる「相談機関の案内」や、養成講座や講演会に関する情報などを提供し、自殺対策に関する積極的な啓発を実施した。 ・相談窓口についてわかりやすく使いやすいポータルサイト（こころのSOSダイヤル）やリーフレット等を整備して情報発信した。
（4）自殺統計や調査研究結果等を活用した啓発推進	「自殺予防因子」や地域資源を活用し、生き心地のよいまちづくりへの意識向上を図るとともに、これらの取組を広く情報発信 民間団体や大学等との連携を深め、徳島県の自殺実態や背景を分析するなどの調査研究を実施	P. 25	（阿南保健所） ・令和7年度から地域での取組に加え、職域とも連携した人材育成を目指し、全国労働安全週間説明会（阿南、那賀、海部各会場）の機会を通じて事業を周知。全国労働衛生週間説明会（R7. 9月）、阿南保健所地域職域連携推進協議会（R7. 11月）でも事業周知を図った。 ・事業の定着に向けた取組の継続。 ・自殺予防週間、自殺対策強化月間にあわせ、ケーブルテレビを通じて事業周知のための動画を放送。 （美波保健所） - 人材育成 ・民生委員等を対象にナビゲーター・サポーター養成講座において、人材育成ナビゲーター・サポーターのフォローアップを実施。全国安全週間、全国労働衛生週間に併せて、職域を対象にナビゲーター・サポーター養成講座について説明し、要望に添って養成講座を実施。地域保健医療福祉関係者等を対象にスキルアップ研修会を実施。 - 普及啓発 ・自殺予防週間、自殺対策強化月間に併せて、ケーブルテレビを通して事業を周知。 ・啓発グッズの作成
（5）性的マイノリティに関する啓発の推進	講演会やパネル展の開催、パンフレットの配布等の啓発活動	P. 26	・「徳島県パートナーシップ宣誓制度」の運用 ・性的指向やジェンダーアイデンティティに悩む当事者やその家族と、他の当事者や支援者との交流会の開催（R7. 8月以降） ・臨床心理士等の資格を持つ方による、性の多様性に関する相談窓口の設置（R7. 5月より設置） ・民間団体と連携した性の多様性に関するイベント（カラーフリー文化祭）の開催（R8. 3. 15予定） ・性の多様性に関するパネル展の開催（R8. 1. 19～1. 30）
（6）安全で安心なまちづくりに係るイベントにおける周知啓発	安全で安心なまちづくりに係るイベントにおいて、自殺対策相談窓口等の周知	P. 26	・「令和7年度徳島県安全で安心なまちづくり推進大会」（R7. 10. 22）においても自殺対策相談窓口等のパンフレット配布により周知を実施。

計画における項目	実施内容	記載ページ	令和７年度取組状況について（３月自殺対策強化月間を含む）
２ 地域や家庭、職場でいのちを守る環境づくり			
（１）自殺予防サポーターの養成	① 地域における取組 各市町村や県内高等教育機関等における「自殺予防サポーター養成研修会」の開催	P. 28	（精保センター） ・鴨島地区民生児童委員協議会定例会（R7. 6. 23）、阿波市役所（R7. 8. 7）、小松島市保健センター（R7. 10. 8）にてゲートキーパー養成研修会を開催 （徳島保健所）・地域の精神保健福祉相談を担う職員を対象としたスキルアップ研修事業研修会の実施（R7. 9. 24） （阿南保健所）・機会を捉え、事業所や学生等を対象とした自殺予防サポーターを養成を実施 （美馬保健所）・高校生向けにピアスタッフ養成講座を開催予定（R7. 9. 20） （三好保健所）民生児童委員総会等で周知し、ライフサポート講座やボランティア講座含め、地域で開催される会議や研修会の機会を捉え、養成。
	② 学教現場における取組 児童生徒のサインや変化を見逃さず適切に対応するスキルを高め、児童生徒が悩みを一人で抱え込むことなくＳＯＳを発信する力を育てる自殺予防教育の充実を図るための教員を対象としたゲートキーパー養成研修会を実施	P. 28	・各公立学校の生徒指導主事・主任研修会において、ゲートキーパー養成研修を実施（小学校（R7. 5. 28）、中学校（R7. 5. 20）、高校・特別支援学校（R7. 6. 5））
（２）心のサポーターの養成	傾聴などの支援を、家族・同僚・友人などの身近な人に行える「心のサポーター」の養成 「心のサポーター」の拡大に向けて、「心のサポーター」指導者の養成	新規 P. 28	・県内各所で養成講座を25回程度開催予定。 城西中学校（R7. 5. 28）、県立池田高等学校辻校（R7. 7. 2）、中央テクノスクール（R7. 9. 19）、県民対象講座（R7. 8. 30、R8. 1. 24）その他大学、自殺予防協定団体等で開催。 ・県内養成講座指導者と保健所、市町村自殺対策担当者による「心のサポーター養成事業研修会」の開催（R7. 11. 19）
（３）認知症サポーターの養成	認知症の人やその家族の支援者を養成する「認知症サポーター養成講座」の開催	P. 28	・「認知症サポーター養成講座」の開催
（４）くらしのサポーターの養成	消費者被害に関する情報を行政や消費者につなぐ役割を担う人材を養成する「くらしのサポーターレベルアップ講座」の開催	P. 29	・「特殊詐欺等被害の現状と防止対策について」、「最新悪徳商法の手口と見守り活動について」等の研修会を12月に開催。
（５）人権サポーター企業の登録	人権が尊重され相互に共存しうる平和で豊かな社会の実現に向けて活動する「人権サポーター企業」の登録の推進	P. 29	・登録団体の施設を活用したパネル展の実施（R7. 6月）
（６）自殺予防サポーターのスキルアップ	自殺予防サポーターとして養成した人材に対し、その知見を更に深めるための「自殺予防サポーター・スキルアップ研修会」の実施	P. 29	（徳島保健所）・地域の精神保健福祉相談を担う職員を対象としたスキルアップ研修事業研修会の実施（R7. 9. 24）。 （阿南保健所）・機会を捉えて自殺予防サポーターのスキルアップのための研修等を実施。 （美馬保健所）・若者への支援者を対象としたこころの健康をテーマとした講演会を開催（R7. 12. 23） ・民生委員等に対し、こころの健康講座を実施（R7. 7. 2, R7. 9. 8, R7. 9. 11, R7. 9. 16, R7. 9. 26）
（７）STOP!DVサポーターの養成	人権意識に根ざしたパートナーシップを実現するため、若年層を対象に、暴力の被害者や加害者、傍観者にもならないよう、デートDV等の防止に関して「デートDV防止セミナー」の開催	P. 29	・中学生以上を対象に、学校へ出向いての出前講座形式によるセミナーを実施する。（延べ32回実施予定）
（８）地域における心の健康づくり	① サロン等を活用したこころの健康づくり事業 多様な主体が交流し、生きがいと健康づくりを行える居場所（サロン）や本県が認定した「徳島県版ユニバーサルカフェ」（多世代交流・多機能型）を活用し、広報啓発をはじめとした各種の取組を実施	P. 29	・「徳島県版ユニバーサルカフェ」での広報・啓発を実施
	② 認知症カフェ等設置促進事業 「認知症カフェ」を、県内各地で開催できるよう、民間団体と連携を図り、認知症の人と家族の生きがいづくりと社会参加を支援	P. 29	・ホームページや普及啓発活動による情報提供
	③ ひとり暮らし高齢者社会参加促進事業 老人クラブが行う各種生きがいづくりや健康づくりに関する行事に、友愛訪問活動等を通じて広く参加を呼びかけるなど「ひとり暮らし高齢者等社会参加促進事業」を実施	P. 30	・友愛訪問活動等を通じ参加を呼びかけ「ひとり暮らし高齢者等社会参加促進事業」を実施
	④ ひとり暮らし高齢者等の見守り活動 老人クラブの友愛訪問員が高齢者宅を戸別訪問し、困りごとや悩みごと相談に応じるなど、地域の見守り活動である「友愛訪問活動」を支援	P. 30	・老人クラブの友愛訪問員が高齢者宅を戸別訪問する地域の見守り活動「友愛訪問活動」を支援
	⑤ 高齢者等見守りネットワークの活用 地方公共団体及び地域の関係者が連携した「高齢者等見守りネットワーク」を構築し、その研修会等において、自殺対策相談窓口等の周知	P. 30	・「見守りネットワーク研修会」（R7. 8. 12）、「とくしま消費者見守りネットワーク定例会」（R8. 1. 20）において、周知を実施。
	⑥ 高齢者の生きがいと健康づくりの推進 高齢者自身が生きがいを持って豊かな高齢期を創造できるようにするため、生きがいづくり及び活動の場づくりの支援や、地域福祉を推進するリーダーを養成するとともに、高齢者のスポーツ及び文化活動の推進を図る県健康福祉祭等を開催	P. 30	・高齢者のスポーツ及び文化活動の推進を図るため、県健康福祉祭を開催

計画における項目	実施内容	記載ページ	令和7年度の取組状況について（3月自殺対策強化月間を含む）
	⑦若年性認知症支援コーディネーターの配置 65歳未満で発症する若年性認知症の人の発症早期からの相談対応や、サービス利用の調整を実施する「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、若年性認知症の人の本人の希望に応じた就労や社会参加を支援	P. 30	・「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、若年性認知症の人の本人の希望に応じた就労や社会参加を支援
	⑧障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業障がいのある人たちの地域社会での共生の実現に向けて、やりがいを持って働くことのできる場を創出するとともに、中山間地等における高齢者の日常生活を支える手段を確保するため、障がい者による限界集落のサポート「障がい者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業」を支援	P. 30	・見守り地域拡大を支援するための車両等の購入費用について、障がい者就労施設に対して助成を行う。
	⑨「はあとケア相談会」開催事業 地域の公民館、集会所など身近な場所、気軽に心の相談が受けられる「はあとケア相談会」を開催	P. 31	（美馬保健所） ・9月、3月にハローワークにて地域住民を対象に「はあとケア相談会」を実施（R7. 10. 10実施。R8. 3. 6予定） （三好保健所） ・地域活動のクラブや婦人会等の組織を対象に実施（R8. 1. 20）
	⑩妊産婦への支援の充実 県周産期医療協議会・妊産婦メンタルヘルス部会において、精神疾患を合併する妊産婦の支援や全ての妊産婦のメンタルヘルスに係る対策について検討し、関係機関と連携した支援を推進	P. 31	・「妊産婦のメンタルケア対策-早期発見と支援のポイント」（ガイドライン）の改定を行い、関係機関へ配布。 ・周産期医療協議会・妊産婦メンタルケア部会を開催し、メンタルケアを必要とする妊産婦への対応状況について関係機関で共有。今後の取組みについて検討を行った。
	⑪性犯罪・性暴力被害者への支援の充実 性犯罪や性暴力の被害者に対し、24時間体制で相談を受け付け、関係機関との連携の下、産婦人科医療や心理カウンセリングなど、本人の意思とニーズに沿った支援を提供	P. 31	・性暴力被害相談支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、相談や支援を実施するとともに、街頭啓発やパネル展、ホームページ等により相談窓口及び全国共通ダイヤル「#8891」を周知する。
	⑫生活困窮者への支援の充実（生活困窮者自立支援制度との連携） 生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金の支給等を実施。子どもの「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活困窮家庭の子どもを対象に学習支援や高校中退防止などの事業を実施	P. 31	・県所管の全16町村において生活困窮者が自立するためのアウトリーチ・相談支援を実施。 ・労働者福祉協議会において困窮者等の就労に向けた支援を実施 ・住宅確保給付金の支給により住居の維持を図る。 ・学習支援は7月よりオンラインで実施。
	⑬多言語相談員の設置 「とくしま国際戦略センター」に、英語、中国語、ベトナム語対応相談員を配置し、外国人等からの医療や防災、交通情報など様々な生活相談に窓口及び電話等で対応することで、外国人等が相談できる環境を提供	P. 31	・外国人等からの医療や防災、交通情報など様々な生活相談に対し、多言語相談員が、窓口及び電話等で対応。
（9）職場における心の健康づくり	①商工団体職員（経営指導員等）の資質向上 商工団体の経営相談窓口を訪れた中小企業等の経営者に対して、メンタルヘルスについての正しい知識を普及することや、適切な対応が取れるよう商工団体職員（経営指導員等）を対象とした「自殺予防研修会」を開催	P. 32	・商工団体職員（経営指導員等）を対象とした「職場におけるメンタルヘルス研修会」（R7. 8. 8）を実施を実施し、43名が参加した。

計画における項目	実施内容	記載ページ	令和7年度の取組状況について（3月自殺対策強化月間を含む）
	③メンタルヘルス対策の推進 メンタルヘルス不調の未然防止や職場のストレス軽減に資するストレスチェックが事業所で実施されるよう制度の普及啓発を実施 県職員や教職員等の心の健康保持を図るため、メンタルヘルスに関する相談・研修事業を実施、ストレスチェック制度を実施、休職者等が職場復帰しやすい環境づくりなどに取り組む「職場復帰支援事業」を実施	P. 32	（職員厚生課） ・こころの健康づくり推進事業 一般職員、メンタルヘルス実務職員、管理監督職員の対象別メンタルヘルス対策研修を実施（R7. 7. 7、7. 31、8. 20 参加者：計424名）。 ・メンタルヘルス相談事業 メンタルヘルス専門相談員（精神科医師・公認心理師・臨床心理士）、メンタルヘルス嘱託医、職員厚生課保健師等による相談を実施。24時間対応の相談窓口「気軽になんでも相談事業」の設置。 ・ストレスチェック事業 全職員を対象にストレスチェックを実施。（R7. 7. 9～30 受検率：97. 9%）。ストレスチェック受検結果より、高ストレスと判定された職員のうち、申出のあった職員に対して産業医による面接指導を実施。 ・職場復帰支援事業 「徳島県職員の職場復帰支援制度」及び「試し出勤制度」による病気休暇・休職者の円滑な職場復帰及び再発防止を支援。 ・「徳島県職員メンタルヘルス週間」 働きやすい職場環境づくりを目的とした研修会を実施（R7. 10. 10 参加者：28名）。メンタルヘルス対策パンフレット「新版・はたらくこころ相談室」を全員に配布。 ・メンタルヘルス対策事業の周知 全庁掲示板等を活用したメンタルヘルスに関する事業等の啓発を実施。
		P. 32	（福利厚生課） ・教職員相談事業実施 メンタルヘルスカウンセリング（弁護士、精神科医、公認心理師等専門相談員によるメンタルヘルス相談）：84件（R7. 12月現在） ・出前講座（公認心理師等・保健師の講師派遣）：公立小中学校、県立学校等を対象に実施（R7. 7～R8. 2実施、実施希望校27校） ・教職員健康相談事業実施 保健師による健康相談：17件（R7. 12月現在） ・教職員職務復帰支援事業実施 復帰プログラム、復帰審査会：予備審査：7名、審査会：4名（R7. 12月現在） ・教育職員職場復帰支援事業実施 臨床心理士による職場復帰後のフォローアップ面接：面接利用回数4回-2名、面接利用回数3回-1名、面接利用回数2回-2名、面接利用回数1回-1名 ・メンタルヘルス人材育成事業実施 初任者研修：R7. 7. 1 212名、管理者支援講座：R7. 5. 30 56名 ・メンタルヘルスマネジメント実践研修：R7. 12. 3 97名 ・ストレスチェックの実施：受験期間R7. 9. 22～10. 5、受検率95. 7%、高ストレス者への産業医面談44名実施予定。 ・時間外在校等時間が長時間に及ぶ産業医面接指導実施：65名（R7. 12現在） ・採用1、2年目の教職員に対するオンラインカウンセリング実施：296名（R7. 12月現在） ・情報誌による啓発
	②労働相談会の実施 労働者や事業主等から寄せられる賃金・労働時間等の労働条件や解雇に関する諸問題等について、関係機関・団体と連携を図りながら、労働問題全般の合同相談会を開催	P. 32	・「労働相談」での各種相談対応 ・徳島労働局等の関係機関と合同相談会を開催（R7. 12. 7） ・（公社）徳島県労働者福祉協議会との共催で特別相談を開催（R8. 3開催予定）
	③メンタルヘルス対策の推進 徳島労働局等関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスが確保され、誰もが働きやすい職場環境づくりの周知・啓発を実施、	P. 32	・過労死等の防止対策（長時間労働の防止、パワーハラスメントの予防、メンタルヘルス対策等）について、県ホームページにより周知・啓発
	④ハラスメント防止対策の推進 職場におけるセクシャル・ハラスメント、パワーハラスメント及びマタニティハラスメント等を未然防止するため、徳島労働局等関係機関と連携し、啓発広報に努めるとともに、労働相談体制を充実	P. 32	・過労死等の防止対策（長時間労働の防止、パワーハラスメントの予防、メンタルヘルス対策等）について、県ホームページにより周知・啓発
	⑤長時間労働の是正 労働基準法等の改正により、時間外労働の上限規制が導入されたことを踏まえ、徳島労働局等関係機関と連携し、県内企業自らが法遵守に向けた取組を促進するよう周知啓発を実施	P. 32	・過労死等の防止対策（長時間労働の防止、パワーハラスメントの予防、メンタルヘルス対策等）について、県ホームページにより周知・啓発

計画における項目	実施内容	記載ページ	令和7年度取組状況について（3月自殺対策強化月間を含む）
（10）交流会・公開講座等の実施	①精神障がい者とその支援者が参加し各種レクリエーションを行う「精神障がい者交流会」の実施	P. 32	・精神障がい者当事者交流会を実施。 （R7開催日数：フットサル11日、バレーボール12日、バスケットボール25日）
（11）相談窓口の設置	社会的要因別に相談窓口を設け、悩みを抱える方がきめ細やかな相談を受けることができる相談窓口の設置	P. 33	（精保センター） 精神保健福祉センター内 平日9:00～16:00、随時相談を受付。 （徳島保健所） ・心の健康等に関する相談（電話・来所・訪問）を実施。 ・精神科医による定期精神保健福祉相談、保健師による精神保健福祉相談も併せて実施。 （吉野川保健所） ・保健師による相談（訪問、面接、電話による相談を随時実施） ・精神科医による定期相談を実施。 （阿南保健所） ・精神保健福祉相談（定期・定期外）を実施。 ・ひろがる「けんなん“ほっと”つながるステーション」事業を通じた体制整備を行い、地域の社会資源の可視化に取り組む。 ・保健師による相談（訪問、面接、電話による相談を随時実施） （美波保健所） ・保健師による相談（面接・電話・訪問）及び精神科医師による相談（予約制）を実施する。 ・ひろがる「けんなん“ほっと”つながるステーション」事業を通じた体制整備を行い、地域の社会資源の可視化に取り組む。 （美馬保健所） ・精神科医師による定期精神保健福祉相談（予約制）、保健師による精神保健福祉相談を適宜実施。 ・こころの健康相談（電話・来所・訪問）を適宜実施。 （三好保健所） ・精神科医による相談 第2・4水曜日9:00～15:00（訪問・面接）（要予約） ・保健師による相談 平日8:30～17:15（電話・面接・訪問） （県消費者情報センター） ・無料総合相談会（心の健康相談、多重債務等の法律相談、生活・就労問題相談等）の実施
（12）相談窓口情報の発信	様々な分野ごとの相談窓口の連絡先について、わかりやすく・使いやすくするポータルサイトやリーフレット等を作成し、誰もがアクセスしやすくなるように環境を整備	P. 34	・相談窓口についてわかりやすく使いやすいポータルサイト（こころのSOSダイヤル）やリーフレット（ひとりで悩まないでSOSダイヤル）等を整備し、情報発信した。
（13）関連施策との有機的な連携による人材育成	①高齢者虐待防止研修会の開催 高齢者虐待防止法に基づく正しい知識や技術の普及啓発を実施	P. 34	・高齢者虐待防止研修会を上半期中に実施
	②民生委員・児童委員等に対する研修の実施（民生委員・児童委員等の資質向上） 自殺の防止を図るため、「発見」、「相談」、「地域連携」、「啓発」等について学ぶ「民生委員・児童委員全員研修会」等を実施	P. 34	・新任研修や各市町村における民生委員・児童委員の研修会において、自殺予防にかかる啓発等を継続して実施し、民生委員・児童委員の資質向上を図った。
	③福祉事務所職員に対する研修の実施 福祉事務所関係職員の研修において、自殺対策に係る講座を実施	P. 34	・福祉事務所関係職員の研修において、自殺対策に係る講座を実施（R7. 6. 13）
	④各種相談支援を行う職員への研修実施 日常生活自立支援事業、成年後見制度利用促進事業、地域生活定着促進事業等を担当する職員の研修において、相談窓口情報の提供等を実施	P. 34	・各事業担当者の職員研修等において自殺予防にかかる啓発チラシ等を配布。
	⑤障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施 県・市町村、障がい者支援施設等の関係者を対象の虐待防止に係る研修において、相談窓口情報の提供等を実施	P. 34	・昨年度に引き続き、障がい者虐待防止研修（R8. 1. 29予定）と障害者差別解消法に係る研修（R7. 4. 17）をそれぞれ1回ずつ開催。
	⑥連携調整を担う人材の養成の充実（自殺対策担当者等スキルアップ研修会） 県保健所職員、市町村職員など精神保健等を担当する職員を対象に「自殺対策担当者等スキルアップ研修会」を実施	P. 35	（精保センター） ・精神保健福祉センター主催による自殺対策担当者スキルアップ研修会を実施予定（R8. 1. 9） （徳島保健所） ・かかりつけ医等、地域の医療・保健・教育・福祉関係者に対し研修会を開催（R7. 9. 4） （阿南保健所） ・地域で自殺予防対策に関わる保健医療福祉関係者等を対象としたスキルアップ研修会を開催予定（R8. 2. 24） （美馬保健所） ・精神福祉関係者、医療従事者等精神保健等に関わる関係者を対象にスキルアップ研修会を実施（R7. 8. 26） （三好保健所） ・自殺対策スキルアップ研修会を開催（R7. 7. 4、R7. 12. 5）

計画における項目	実施内容	記載ページ	令和7年度取組状況について（3月自殺対策強化月間を含む）
	⑦犯罪被害者支援担当者の資質向上 犯罪被害者の置かれている状況の理解、生活の平穏への配慮の重要性や二次的被害防止についての理解を深めるとともに、関係機関の連携強化を図るため、市町村や関係機関など犯罪被害者支援担当職員を対象に「犯罪被害者等支援市町村等窓口担当者研修会」を開催 ⑧自主防犯活動に資する研修会の開催 自主防犯ボランティア団体リーダー研修会において、自殺対策相談窓口等の周知を実施	P. 35 P. 35	・市町村や関係機関など犯罪被害者支援担当職員を対象に犯罪被害者支援担当者の資質向上を図るため「犯罪被害者等支援市町村等窓口担当者研修会」を開催予定。（R8. 2月予定） ・「自主防犯ボランティア団体リーダー研修会」（R8. 1. 19）において、自殺対策相談窓口等の周知を実施。
	⑨遺族等に対応する公的機関の職員の資質向上（自死遺族等支援担当者の資質向上） 自死遺族（児）等に対する支援を担当する県保健所、市町村職員等を対象とした「自死遺族支援関係者研修会」の開催（※民間団体や一般県民の方にも広く啓発のため受講可能とした。） ⑩看護職員に対する対応力向上及び情報共有の実施 看護職員を対象に、自殺対策の内容やメンタルサポート支援についての講義及び窓口情報の等の共有を図る	P. 35 P. 35	（精保センター）・精神保健福祉センター主催による自死遺族支援関係者研修会を開催予定（R7. 12. 19） ・訪問看護や看護職の就労等にかかる相談の対応を行う職員へ相談窓口の情報提供。 ・新人看護職員を指導する実地指導者・教育担当者等へのメンタルヘルスに関する研修を実施。 ・看護職員を対象に災害時における支援者のメンタルヘルスに関する研修を実施。
3 子ども・若者のいのちを守る対策の推進			
（1）児童生徒・青少年の自殺予防に資する教育の実施	① いのちと心の授業の実施 自他の命の大切さや自己の生き方について考えを深めるため、助産師や看護師、獣医師を講師として公立学校に派遣する「いのちの授業」を開催、臨床心理士や医師等の心の専門家を講師として公立学校に派遣し、心の健康について理解を深める「心の授業」を開催	P. 36	・「いのちの授業」42回開催（小学校27校、中学校13校、支援学校2校） ・「心の授業」16回開催（小学校10校、中学校6校）
	② SOSの出し方に関する教育の推進 SOSの出し方に関する教育（援助希求的態度の育成）を自殺予防教育の柱の一つとして位置づけ、全ての公立学校において年1回は実施するなど、児童生徒の発達段階や学校、地域の実態に応じて積極的に推進	P. 37	・生徒指導主事・主任研修会において、SOSの出し方に関する教育の実施を依頼 ・「SOSを見逃さない匿名相談アプリ活用事業」の実施。
	③ スマートフォン・携帯電話安全教室の実施 携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性について理解を深めるため、児童生徒の情報モラル向上に資する「スマートフォン・携帯電話安全教室」を民間企業と連携を図りながら実施	P. 37	・民間企業と連携を図りながら、児童生徒の情報モラル向上に資する「スマホ・ネット安全教室」を実施。
	⑤ やさしさつながるほっとＨＯＴメッセージ作品募集事業 【R6変更】 心に虹をかけたまほうの言葉作品募集事業 作品を募集し、作品展を実施することを通して、いのちの大切さや人と人とがつながり合い、支え合うことの大切さについて考える機会とし、受賞作品の展示を通じ、人権が尊重される社会づくりに向けた態度や行動につなげる	P. 37	・心に虹をかけたまほうの言葉作品募集要項を2万枚を配布（7月1日から9月5日まで募集） ・6,887点の応募があり33作品が入賞、令和7年12月26日表彰式を実施
	④ 青少年の自殺予防公開講座の実施 青少年の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法を身につけることなどを目的として「青少年の自殺予防公開講座」の開催を支援	P. 37	・「家庭の役割」をテーマとした青少年の自殺予防シンポジウムを実施（R7. 6. 22）。（NP0法人アブローチ会開催）参加者：80名（学生（小学生・中学生・高校生・専門学校生他）、保護者、支援団体職員等）
	① スクールカウンセラー活用事業 児童生徒の自殺が起こった際の関係者に対するメンタルヘルスなど、様々な心理的問題に対応するため、スクールカウンセラーを小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に派遣し、学校現場における相談体制を充実	P. 37	・69人のスクールカウンセラーを拠点校または対象校に配置
（2）就学期における相談・支援体制の充実	② スクールソーシャルワーカー活用事業 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し児童生徒が置かれた環境への働き掛けや関係機関との連携などを通して、児童生徒を支援	P. 37	・27人のスクールソーシャルワーカーを市町村や学校に配置及び派遣
	③ ライフサポーター派遣事業 不登校でひきこもり傾向にある児童生徒の家庭に、臨床心理学を学ぶ大学院生をライフサポーターとして派遣し、児童生徒の悩みや不安の解消を図り、児童生徒の自立を側面的に支援	P. 37	・ライフサポーターを派遣し支援した児童生徒数7人 ・ライフサポーター派遣回数 66回
	④ 段階別不登校対応ハンドブックの活用 不登校の児童生徒等に対し、段階に応じて素早く的確な対応を図るため、その対応のポイントをまとめた「段階別不登校対応ハンドブック（改訂版）」を小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配布・活用し、不登校状態にある児童生徒等に適切なかかわりができるよう取り組む	P. 38	・研修会等で紹介するとともに、徳島県立総合教育センターホームページにおいて公開するなど、様々な機会を通じて、周知及び啓発を実施
	⑤ 子どもCRT（リスク対応・支援チーム）の派遣 自傷行為やOD等、児童生徒の自殺関連行動に対する学校の対応力向上を図るため、多職種の専門家チーム「子どもCRT（リスク対応・支援チーム）」を派遣し、専門性の高い支援を実施 自殺関連行動を起こした心理的リスクを抱える児童生徒へ専門機関と連携を図りながら支援	P. 38 新規	・多職種の専門家チーム「子どもCRT（リスク対応・支援チーム）」を派遣し、専門性の高い支援を実施（10回派遣 ※12月末時点） ・個別の相談対応やケア会議の開催、参加等を通じた支援を実施。CRTを含む関係機関と連携し、支援を行う。（徳島保健所） ・子どもCRT派遣回数1回 ・個別の相談対応やケア会議に開催、参加等を通じた支援を実施（阿南保健所） ・個別の相談対応やケア会議の開催、参加等を通じた支援を実施。CRTを含む関係機関と連携して支援を行う。（三好保健所）要請があれば職員の派遣を行う。

計画における項目	実施内容	記載ページ	令和７年度取組状況について（３月自殺対策強化月間を含む）
	⑥いじめ防止子ども委員会の設置 県内全ての公立小・中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校にいじめ防止子ども委員会を設置し、児童生徒がいじめ問題の解決に向けて主体的に取り組むことを通して、いじめのないより良い学校づくりをしようとする積極的な態度と実践力を養う。	P. 38 新規	・県内全ての公立学校にいじめ防止子ども委員会を設置し、活動を実施するとともに、各校のリーダーを育成する「とくしいじめ問題こどもサミット」を開催（11/7） ・県内公立学校全ての児童生徒が同じ日にいじめ問題について考える「徳島県児童生徒6万5千人のいじめ防止一斉学習2025」を実施（12/17）
	⑦スクールプロフェッサーの派遣 学校だけでは解決が困難な（学校要因、家庭要因、本人要因などが複雑に絡み合った）事例に対応するため、より高度で専門的な知識を有する医師、大学教授、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家（スクールプロフェッサー）による支援チームを組織・派遣し、児童生徒の実態把握と適切な指導方法等について指導・助言を実施	P. 38	・スクールプロフェッサー派遣事業の実施（19回派遣 ※12月末時点）
	⑧阿波っ子スクールサポートチームの派遣 児童生徒の問題行動（非行、いじめ、暴力行為、虐待、不良行為等）に対する学校からの要請を受けて、県警察本部と連携して阿波っ子スクールサポートチームを組織し、必要に応じて関係機関と連携しながらケース検討会議を開催し、問題解決に向けて学校を支援	P. 38	・阿波っ子スクールサポートチームの派遣を実施（7回実施 ※12月末時点）
	⑨特別支援教育における相談体制の強化 学校や地域における特別支援教育の核として、関係機関との連絡調整を担う特別支援教育コーディネーターや、特別支援教育巡回相談員への研修の場において、自殺対策に係る情報を提供することにより、相談窓口等の必要な支援へつなぐ体制を強化	P. 38	・第1回特別支援コーディネーター研修会（5/23）、第1回特別支援教育巡回相談員（4/15）の研修において、関係機関の相談窓口の情報提供を実施した。 ・第1回巡回相談員研修会（4/15）において、受講者に「心のケア普及アクションプロジェクト」チラシを配付した。
	⑩地域特別支援連携協議会連絡会等を活用した支援体制の強化 地域特別支援連携協議会連絡会及び就学に係る事務担当者会で実施される研修において自殺対策に係る情報を提供し、各市町村の教育・医療・福祉関係者等への周知啓発を推進することで、児童生徒や家族に必要な支援へつなぐ体制を強化	P. 39	・地域特別支援連携協議会連絡会及び就学に係る事務担当者研修会において、自殺対策に係る情報リーフレットを配付し、情報提供するとともに、各市町村において理解啓発の推進を依頼した。
	⑪発達障がい等についての教員研修の実施 特別支援教育に携わる教員向けの研修会において、発達障がいや精神疾患等の支援について理解を深め、不登校やひきこもりなどの二次障がいに対する未然防止を図ります。「ポジティブ行動支援」など、エビデンスに基づいた支援方法について研修を行い、学校等への浸透を図る	P. 39	・特別支援教育担任者研修会（新担任対象：3.5日）、特別支援教育コーディネーター研修会（1年目対象：2日）、特別支援教育アドバンスセミナー（3回）等、経験年数や職務に応じた研修を実施した。 ・学校からの要請を受けて、次の研修会を実施した。不登校支援に関する研修会（計4回）、ポジティブ行動支援に関する研修会（計12回）、特別支援教育に関する研修会（計11回）
（３）インターネット環境の健全化	①学校ネットパトロールの実施 学校におけるインターネット上での誹謗（ひぼう）中傷、いじめ、希死念慮、個人情報等のネットトラブル防止のため、SNSや掲示板への書き込みや有害サイトの検索・監視を行い、不適切な書き込み等があった場合には、運営者に削除依頼を行うとともに関係機関と情報共有を行い、早期発見・早期対応を図る	P. 39	・全ての公立学校を対象とした学校ネットパトロール事業を実施
	②インターネット等でトラブルに遭った場合の対応小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、インターネット上でトラブルに遭った場合に、迅速な初期対応や留意事項などを記載した「児童生徒の問題行動に対する初期対応マニュアル」や「ネットいじめ・トラブル対応事例集」を活用し、児童生徒一人ひとりの健全な発達と生徒指導体制を構築 警察本部と連携し、ネットパトロールの知見や実例をもとに、性犯罪を目的として近づく行為である「グルーミング」や犯罪行為により報酬を得る「闇バイト」など、ネットの危険性についての啓発資料を作成し、理解を図る	P. 39	・生徒指導体制を構築 ・ネットいじめ・トラブル啓発資料「これ、ほんまにいける？～未来の自分のために～」（デジタルリーフレット）の活用について周知・啓発
	③インターネットの適切な利用に関する啓発活動 青少年に身近な支援者が、フィルタリングの利用促進等インターネットの適切な利用について、関係機関と連携しながら啓発活動	P. 40	・関係機関と連携し、フィルタリング等の啓発活動を実施する。
	④SNSへの対応 SNSを利用した誹謗（ひぼう）中傷による児童生徒間のトラブル事例が増加している現状を踏まえ、SNSの正しい使い方に関する教育を推進します。	P. 40	・SNSの正しい使い方に関する教育を推進
	⑤ネットいじめ・トラブル対応事例集の活用 多岐にわたるスマートフォンやインターネットによるトラブルについて、教職員が事実・対処法を知り、児童生徒・保護者への指導・助言に活用するため、小学校、中学校、高等学校の各校種別に教職員向け「ネットいじめ・トラブル対応事例集」リーフレットを配布し、活用してトラブル等の早期解決を図る	P. 40	・ネットいじめ・トラブル啓発資料「これ、ほんまにいける？～未来の自分のために～」（デジタルリーフレット）の活用について周知・啓発
（４）普及啓発等の実施	①大学や専修学校等における周知啓発活動 進路や就職、対人関係等で悩みを抱えることが多い反面、相談や支援につながりにくいと言われている大学生等に対し、「ひとりで悩まず助けを求めること」の重要性を周知するため、県内大学の文化祭等において、学生ボランティアとともに周知啓発活動を実施	P. 40	・各高等教育機関における出前講座において、若者向け相談啓発リーフレットを用いて、若者によくある悩みやその対処方法を紹介した。 ・県内の大学、高等教育機関3校で実施。
	②若年層の薬物乱用に対する意識の啓発 若い世代の薬物乱用を予防するため、大学新入生に対する薬物乱用防止教室や、大学祭における街頭キャンペーンを実施するなど、薬物乱用に起因するリスク等の啓発	P. 40	・徳島大学、徳島文理大学、四国大学、鳴門教育大学の新生オリエンテーション時に薬物乱用防止啓発資料を配付。 ・徳島大学、徳島文理大学、四国大学、鳴門教育大学の大学祭において、学生と薬物乱用防止指導員とで協働し街頭キャンペーンを実施 ・薬物乱用防止の啓発資料（ポケットティッシュ、うちわ）に相談窓口、「こころのSOSダイヤル」ポータルサイトを掲載 ・薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。普及運動（6月20日～7月19日）」の一環で街頭キャンペーンを実施 ・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10月1日～11月30日）の一環で、10年ぶりに徳島大会（中国四国地区ブロック大会）を開催し、薬物乱用防止の機運醸成を図った

計画における項目	実施内容	記載ページ	令和7年度取組状況について（3月自殺対策強化月間を含む）
（5）若者の自殺予防対策等に関する人材育成	①養護教諭を対象とする各種研修会の実施 学校保健活動推進の中核的な役割を担うべき存在である養護教諭に対し、児童生徒の内面をより理解するための各種研修会を開催するとともに、養護教諭がその役割を充分果たせるようにするための環境整備等を実施	P. 41	・ミドルリーダー研修（7月29日）で「健康相談」「心のケア」等に関する研修を実施した。 ・9月に実施したミドルリーダー研修及びフレッシュ研修Ⅱで「心の健康」に関する指導力の向上を図った。 ・健康教育指導者養成研修受講者による「心のケア対応の充実」等についての伝達講習を1月23日実施予定。
	②子ども・若者支援者に対する研修会の実施 困難を抱える子ども・若者やその家族等を支援するため、地域の身近な場面で悩みや相談に応じる支援者を養成する研修会を開催	P. 41	・困難を抱える子ども・若者やその家族等を支援するため、相談に応じる支援者を養成する研修会の実施（R7. 9. 12、R7. 10. 20） ・支援機関連携のための地域協議会の開催（R7. 9. 12）
（6）就職活動等に関する支援体制の充実	「地域若者サポートステーション」において、就労や自立に悩む若年者の自殺予防の対策として、心理カウンセラーや臨床心理士による個別相談等を実施	P. 42	・「地域若者サポートステーション」に心理カウンセラー等を配置し、就労や自立に向けて悩む若年者の個別相談等を実施
4 手厚いケアを必要とされる方への支援強化			
I-（1）うつ病等対策	①うつ病等に関する普及啓発の推進 精神保健福祉に関する正しい知識の普及と、心の健康づくりのための「心の健康づくり交流会」や「ライフサポート講座」などの開催や高齢者のうつ病予防のための普及啓発 ②うつ病の受診率の向上（ストレスチェック・出前講座）うつ病の受診率の向上のため、ストレスチェックや出前講座を実施し、うつ病等の早期発見・早期治療の重要性の周知を図る	P. 43	（徳島保健所） ・自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせたパネル展の開催、啓発資料の配布（ハローワーク、商業施設等） （吉野川保健所） ・管内高校文化祭での普及啓発の実施（パネル展、普及啓発のグッズ等の配布、ストレスチェック等） ・保健所及び管内関係各所におけるパンフレット配布及びパネル展示を実施 ・ケーブルテレビや広報誌による相談窓口の普及啓発の実施。 ・管内の事業所や関係団体等への出前講座 （阿南保健所） ・出前講座やパネル展の開催等機会を捉えて普及啓発を行う。 ・自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせパネル展の開催し、うつ病を含むメンタルヘルスに関するパンフレットの配布等による普及啓発の実施。 （美波保健所） ・管内高等学校文化祭にて、在校生及び来校者等を対象に保健展や啓発資料の配布等を実施。 ・「こころの健康を保つためのセルフケア」等をテーマとした出前講座を開催。 （美馬保健所） ・小学生（テーマ：「中1ギャップ」）、高校生（テーマ：「こころの健康」）に出前講座を開催予定（小学生は今後予定。高校生はR7. 9. 20実施）。 （三好保健所）出前講座や各種会議等機会を捉えてパンフレットの配布や講義などでの啓発を実施。
I-（2）依存症対策	①依存症等に関する普及啓発の推進 予防のための公開講座の開催や相談窓口を記載したリーフレットの配布、薬物乱用防止に係る街頭キャンペーン、アルコール関連問題に係るパネル展、出張予防プログラムの実施	P. 43	（精保センター） ・依存症問題啓発週間に合わせてパネル展を実施予定。 ・各種研修会実施の際に依存症関連問題のリーフレットを配布予定。 （徳島保健所）・様々な機会を通じて依存症に関するパンフレット等の配布による啓発の推進 （吉野川保健所）・管内高校文化祭での普及啓発を実施 ・各種イベントの機会を活用し、パンフレットの配布等を実施。 （阿南保健所）・各種イベントの機会を活用し、パンフレットの配布等を通じて正しい知識の提供や相談窓口についての普及啓発に取り組む。 （美波保健所）・管内高等学校文化祭にて、アルコールバッチテストや依存症関係のリーフレットの配布等を行う。 ・美波庁舎ロビーにて依存症関係のポスターを設置する。 （美馬保健所）・高等学校の学校祭において、保健展を開催 ・高校生向けに精神障がい当事者の当事者発表会を実施（R7. 7. 30） ・5月30日、支援者向けに「高齢者とアルコールの関係性」をテーマに講演会を実施（参加者74名） （三好保健所）民生委員総会等の機会を捉え、リーフレットの配布等住民に依存症についての啓発を行っている。 啓発週間に合わせて、各種研修会実施の際に啓発を実施。（R7. 5/19、5/26、11/15）
	②依存症相談・支援体制の充実 徳島県依存症相談拠点において、各種依存症に関する悩みを抱える本人、家族および支援する関係機関を対象に相談窓口を設置や関係機関等との定例会議等で連携の充実を図る	P. 43	・依存症全般に関する相談窓口を設置し、本人、家族及び関係者の相談に応じる。 ・依存症に関するケース会議や連絡会議等で関係機関との連携の充実を図る。 ・県保健所、市町村担当者、医療機関等の関係機関及び自助グループを対象に「アルコール関連（依存症）問題従事者研修会」を10月23日に実施。
	③依存症当事者団体の支援 民間の当事者団体に対し、継続的に人的・技術的支援を行うことで、当事者団体の充足と情報共有を図る	P. 44	・自助グループの例会や支援会議等に出席し、当事者グループへの技術的支援や情報共有を引続き行う。 ・ギャンプル等依存症問題啓発週間特別セミナーにて講師派遣（R7. 5. 31）
	④薬物乱用防止指導員の育成 地域での薬物乱用防止啓発を推進するため、薬物乱用問題に習熟した薬物乱用防止指導員の育成を図る	P. 44	・大学生、保護司、ライオンズクラブ、学校薬剤師等を薬物乱用防止指導員として委嘱し、地域で薬物乱用防止活動を展開 ・薬物乱用防止指導員を対象に、最新の薬物情勢等についての研修を開催

計画における項目	実施内容	記載ページ	令和７年度取組状況について（３月自殺対策強化月間を含む）
Ⅰ－（３）がん患者、難病患者等に対する支援	①依存症に関する普及啓発の推進 総合相談窓口を設置し、各種相談支援を実施、がん診療に携わる医師、地域における医療従事者等への緩和ケア研修を実施、相談支援センターの周知など、普及啓発を推進	P. 44	（健康寿命推進課） ・「徳島がん対策センター」において、がん患者及び家族等への電話相談を実施（平日8:30～17:00） ・がん等の診療に携わる医師等を対象に緩和ケア研修会や連携症例検討会を開催 ・「徳島がん対策センター」内に新たに「がんロコモ部門」を設置 ・がんに関する普及啓発 1 「徳島がん対策センター」ホームページ 2 がん患者団体等と連携した啓発イベントの実施 3 職域がん検診セミナーの開催（R7. 7. 17） 4 新たな啓発キャラクター「がんムシ君」やキャッチコピー「がん、無視すんなよ！徳島県」の制作 5 がん征圧月間（９月）やがん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間（10月）において、関係団体と連携した集中的な啓発を実施 ・職域がん検診受診体制整備奨励金の創設 ・県内学生に対するがん教育の実施 （徳島保健所） ・自殺予防週間、自殺対策強化月間と同時に普及啓発を実施。 （阿南保健所） ・児童生徒に対する出前講座によるがん教育 ・がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間に合わせたパネル展示等 ・各種の普及啓発の推進
	②依存症相談・支援体制の充実 難病相談窓口を設置し、各種手続きや日常生活、就労等に関する相談など、難病患者の方やそのご家族への多様な相談支援を実施。また、移動が困難な難病等の患者さんに対し、社会参加を促進するため、分身ロボットや視線入力を行うための意思伝達装置等の貸出を実施。	P. 44	（健康寿命推進課） ・難病相談窓口を設置し、各種手続きや日常生活に関する相談など、難病患者・家族等の状況に応じた相談支援を実施 ・移動が困難な難病患者に対し、分身ロボットや視線入力を行うための意思伝達装置等を貸出 （阿南保健所） ・各種手続きや日常生活に関する相談など、難病患者・家族等に応じた相談支援を実施。 （三好保健所） ・各種手続きの際にニーズがあれば相談対応を実施。
Ⅰ－（４）かかりつけ医と精神科医との連携	一般診療科医と精神科医の連携をより緊密なものとし、精神疾患の疑いのある患者を早期に専門的治療に結びつけることを目的に研修会等を実施	P. 45	（地域共生推進課） ・医師や医療従事者を対象に研修会をハイブリッドで開催予定。 （県医師会開催） （徳島保健所） ・かかりつけ医と精神科医の連携事業」をテーマに研修会を開催（R7. 9. 4） （阿南保健所） ・自殺予防対策会議（精神保健福祉会議、かかりつけ医と精神科医との連携会議併催）の開催（R7. 12. 18） ・管内消防機関と連携して相談窓口を周知するカードを配布し、未遂者等への情報提供を行う。 （美馬保健所） ・産婦人科と精神科との支援連絡体制づくり会議（三好保健所と共催）（R7. 11. 26） （三好保健所） ・地域精神保健福祉連絡協議会の開催（R7. 11. 13予定） 精神科を含め、管内医療機関と連携し、必要場合は情報共有している。
Ⅰ－（５）精神科医療、保健、福祉等の各施策の運動性の向上	「徳島県保健医療計画」に位置づけられた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進のため「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を活用し、精神科医療、保健、福祉の運動性を高める。	P. 45	（健康寿命推進課） ・地域における課題等を精査及び協議の場を開催し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進を図る。
Ⅰ－（６）精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実	保健福祉及び専門医療機関担当者に対し、うつ病等の精神疾患に関する研修会や情報交換会を実施	P. 45	（徳島保健所） ・若年層対策事業として地域の行政・医療・教育・福祉関係者に対して研修会を開催（R7. 7. 31） （吉野川保健所） ・自殺企図者及び自殺未遂者支援連携推進事業における研修会の実施（R7. 11. 13） （阿南保健所） ・自殺予防対策に関わる保健医療福祉関係者等を対象としたスキルアップ研修会を開催（R8. 2. 24）。 （美波保健所） ・自殺対策担当者スキルアップ研修事業として、行政職員や地域支援者等を対象に研修会を開催（ひきこもり勉強会等） ・地域生活支援関係者を対象とした研修会を開催（R8. 1. 21） （美馬保健所） ・美馬市・つるぎ町障がい者自立支援協議会 精神障がい者支援部会にて、関係職員の知識や支援スキル向上を目的とした事例検討会を実施予定（R8. 1. 20） （三好保健所） 精神障がい者支援者研修を開催し、関係職員の知識や支援スキルの向上を目指す（精神保健ボランティア講座と同時開催、R7. 9. 19、R7. 10. 9）

計画における項目	実施内容	記載ページ	令和7年度取組状況について（3月自殺対策強化月間を含む）
Ⅰ－（7）ひきこもりへの支援の充実	①ひきこもりへの個別相談事業 関係機関と連携した「個別相談」を実施し、本人や家族の状況を把握や当事者向けプログラムを提供する等相談支援を重点的に実施	P. 45	（徳島保健所） ・関係機関と連携して個別相談を実施。 （阿南保健所） ・ひきこもり地域支援センター南部サテライトと連携して個別支援を実施。 （美波保健所） ・ひきこもり当事者や家族等との訪問、面接、電話による相談対応を実施。 ・南部サテライトと連携して個別支援を実施。 （三好保健所） ・NPO法人との連携、当事者や家族への個別相談対応を実施。
	②ひきこもりサポーターの養成 ひきこもり状態にある本人や家族の社会的参加を促進するために、保健、医療、福祉、教育等専門職、大学院生等を対象とした「ひきこもりサポーター」を養成	P. 45	・ひきこもりサポーター養成研修を11月20日に実施。
	③ひきこもり地域支援センターにおける支援 「ひきこもり地域支援センター きのぼり」において、ひきこもりに特化した本人、家族の個別相談、当事者グループ活動、家族教室等による集団療法を実施 南部、西部圏域でも定期的にサテライト相談を開設し、個別相談や家族教室、関係機関への技術支援などを実施	P. 45	・本人及び家族、支援者を対象とした個別相談を随時実施（きのぼり及びサテライト）。 ・当事者プログラム（当事者グループ活動 週3回）及び家族プログラム（家族教室：年14回、きのぼりファミリークラブ：年5回）を実施予定。 ・ひきこもり地域支援センターサテライト事業を活用し、研修会等を実施予定。※確認
Ⅱ－（1）災害時における備えの充実	市町村や社会福祉施設に災害時ころのケアマニュアル及び避難所運営マニュアル作成指針を配布するとともに、正しい知識について、広く普及啓発・情報提供を実施	P. 46	（精保センター）・災害時ころのケア研修会実施予定（R8. 2. 26）
Ⅱ－（2）高齢者施設を活用した地域防災拠点の充実	高齢者施設において、日頃から入所者・施設職員と地域住民・ボランティア団体等が連携して、大規模災害に備えた勉強会や交流会、訓練等を開催	P. 46	・各施設において適宜実施
Ⅱ－（3）災害時における保健衛生等提供体制の充実	避難生活を送る被災者に対し、医療救護、保健衛生、介護等のそれぞれの分野が迅速な支援を行うため、医療・業務・保健衛生・介護福祉の4分野において「災害時コーディネーター」を配置し、避難所における良好な生活環境の確保に向けた研修会等を開催	P. 46	・災害訓練及び研修等を通じ、各分野のコーディネーター等と顔の見える関係づくりを推進
Ⅱ－（4）災害時における精神科医療提供体制等の充実	大規模災害等の発生後、被災者及び支援者に対して、精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため結成した災害派遣精神医療チーム「徳島DPAT」隊員の資質向上を実施	P. 46	・訓練を実施し、発災時の対応や支援の充実強化を図った。（R7. 10. 25）
Ⅲ－（1）遺族（児）支援の充実	①自死遺族交流会開催事業 自死遺族当事者の助言・提案を参考にして「雲の会」の開催や、自死遺族の社会的・心理的孤立を防ぐための地域における自助グループの立ち上げと活動 継続を支援 スクールカウンセラーの派遣など、自死遺児に対する支援も実施	P. 46	・令和7年度は雲の会を5月23日、8月22日、10月24日、徳島あいの会を4月27日、6月15日、7月27日、9月21日、11月8日に実施（R7. 12. 1現在）。今後も月1回実施予定。
	②自死遺族相談支援関係者研修会・支援者ネットワーク事業 自死遺族からの相談に従事する者を対象とした研修会を実施するとともに、自死遺族支援のための関係者とのネットワーク構築を推進	P. 47	・自死遺族や関心のある一般県民及び県保健所、市町村職員、民間団体等を対象とした「自死遺族支援関係者研修会」を12月19日に実施予定。 ・わかちあいの会の啓発カード及びリーフレットを作成し、今後も継続して関係機関への周知を図る。
Ⅲ－（2）保健所と警察・消防・救急病院等の連携による自殺未遂者支援	警察・消防・救急病院やかかりつけ医・精神科医など、関係機関との連携体制の強化を図るための連携推進会議を開催するとともに、自殺未遂者への継続支援のための事例検討会や、自殺未遂者支援のための普及啓発・相談会などを実施	P. 47	（徳島保健所） ・地域支援者向け対応力向上研修（若年層対策事業研修会）（R7. 7. 31）。自殺対策地域連携会議、地域精神保健福祉連絡協議会実施（R7. 11. 26） （吉野川保健所） ・地域精神保健福祉連絡協議会（自殺企図者及び自殺未遂者支援連携推進会議、精神科医とかかりつけ医との連携推進会議併催）の開催（R7. 12. 23） （阿南保健所） ・自殺予防対策会議（精神保健福祉会議、かかりつけ医と精神科医との連携会議併催）の開催（R7. 12. 18）。 ・管内消防機関と連携して相談窓口を周知するカードを配布し、未遂者等への情報提供を行う。 （美波保健所） ・消防や行政等、関係機関と連携しながら自殺（未遂）ハイリスク者への支援を実施する。 ・自殺予防対策会議を開催（R7. 12. 25） （美馬保健所） ・地域自殺対策連絡協議会を開催予定（R8. 2. 17） ・各機関と連携し、啓発物の配布における相談窓口の情報提供を実施（R7. 9. 9） ・自殺未遂者への個別事例検討や支援を実施（R7. 12. 8） （三好保健所） ・地域精神保健福祉連絡協議会および自殺対策連絡協議会（R7. 11. 13） ・三好病院救急を受診した未遂者で同意が得られた方に対し、個別支援を実施。 ・三好病院含む関係機関との連携会議を開催（R7. 6. 3、R8. 1. 26予定）。

計画における項目	実施内容	記載ページ	令和7年度取組状況について（3月自殺対策強化月間を含む）
5 関係機関や民間団体との連携・協働			
（1）地域における関係機関・民間団体との連携推進	① 自殺予防の取組に関する協定の締結 県と関係機関・民間団体との間で「自殺予防の取組の相互協力に関する協定」を締結	P. 48	・協定を締結している66団体と連携し、街頭啓発等の自殺予防に係る啓発活動を推進強化する。
	② 「高齢者等の見守り活動に関する協定」の締結 「新聞販売店」や「電気・ガス事業者」など定期的に家庭への訪問等を行っている団体等との間で「高齢者等の見守り活動に関する協定」を締結	P. 48	・県内行方不明者について情報提供
	③ 自治体・協定団体間連携パワーアップ事業の実施 県内の市町村及び保健所の自殺担当者と、県と自殺予防の協定を締結している各種相談機関の相談員など、各方面で自殺対策業務に従事する関係者との連携強化を図るため、ネットワーク会議を開催	P. 49	・団体、各種関係機関が参画し、一体的運用を図っている「生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」における会議において、連携を強化する。
	④ 関係機関との連携会議 県内の様々な分野の関係機関が、自殺予防対策の推進や連携を図るため、「自殺対策連絡協議会」を開催するとともに、県内高等教育機関における自殺予防に向けた検討を行うための「県内高等教育機関との自殺予防対策推進連絡会議」を開催、学校及び市町村教育委員会並びに青少年の健全育成を担う機関と緊密な連携を図るため、「いじめ問題等対策連絡協議会」を開催	P. 49	（とくしま自殺予防センター） ・自殺予防対策の推進や連携を図るため、「自殺対策連絡協議会」を2回開催。第1回（R7. 8. 21）、第2回（R8. 2月開催予定）。 ・「県内高等教育機関との自殺予防対策推進連絡会議」は（R7. 9. 11）に開催。 （こども未来政策課） ・高等教育機関のカウンセリング担当者や学生相談事務担当者に対し、随時、自殺対策に関する研修等の情報提供を実施 ・今年度は、夏休み明けの学生の心のケアにつながるよう、自殺予防週間中の9月11日に「高等教育機関と県との自殺予防対策推進連絡会議」をオンラインにて開催 （いじめ・不登校対策課） 「いじめ問題等対策連絡協議会」を年2回開催（7月、2月）
	⑤ 啓発活動における連携 特別支援学校の作業学習や発達障がい者総合支援センターのジョブトレーニングにおいて、自殺対策に係る啓発品のデザインや袋詰め作業等を実施、街頭啓発等の機会を活用し、「自殺予防の取組に関する協定」締結団体の相談窓口やイベント情報の告知を併せて実施	P. 49	・発達障がい者総合支援センターにおけるジョブトレーニングにおいて、街頭啓発で使用する啓発品の袋詰め作業を依頼。相談窓口やイベント情報の告知を併せて実施する。
（2）民間団体等の活動への支援	① 相談員養成・確保のための支援（再掲） 県内で相談事業を実施している民間団体等の従事者を対象とした「電話相談員・面接相談員」養成研修会の実施を支援するとともに、周知活動等により相談員の確保に努める	P. 49	・面接相談員養成講座、相談員ケアカウンセリング、フォローアップ研修会等を計画的に実施（徳島県自殺予防協会）し、担い手確保につなげている。
	② 相談員のネットワーク化支援 県内における複数の相談機関が連携し、相談体制の充実を図るため、異分野の相談機関関係者等が情報交換や事例検討を行うネットワーク研修会を開催	P. 49	・一体的運用を図っている「生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」における会議を活用して、情報交換や成果報告を行い連携を強化
（3）自殺統計の活用推進による連携強化	自殺統計について警察本部から毎月、速報値の提供を受け、地域ごとの自殺者数の現状把握・整理を行い、関係機関・団体や市町村、各保健所、作業部会等に対し、定期的に情報提供を実施。増減要因の実態解明について考察を行い、自殺予防施策の参考とする	P. 49	・毎月、前月末までの統計資料を県保健福祉部に提供し情報共有を図っている。 ・インターネット上の自殺予告事業を認知した場合には、サイバー戦略推進課や関係警察署と連携し、投稿者等について調査するなど、必要な対応を実施する。 ・自殺企図、精神的に重大なストレスが加わるような事案等の事案の対象者、家族等に対し、ニーズに応じた必要な支援、ケア等を判断の上、関係機関との情報共有を実施する。
（4）プラットフォームによる連携強化	① 既存のプラットフォームとの連携強化による自殺予防対策の推進 「孤独・孤立」や「生活困窮」、「ひきこもり」などコロナ禍後に顕在化している社会の自殺リスクに官・民挙げて対応するため、各種プラットフォームを通じた民間団体との連携・協働を積極的に推進 民間や市町村等と連携して高齢者や妊産婦、生活困窮者、障がい者など、社会から孤立しがちな人に対する居場所づくりを推進	P. 50 新規	・一体的運用を図っている「生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」において、民間団体や支援者間で連携・協働を強化 ・情報交換や、現地見学会、意見交換会、成果報告会などを開催
	② とくしま自殺予防センターの機能強化 とくしま自殺予防センターの機能を強化し、民間団体や関係機関、市町村への自殺対策の機能強化へ向けた支援者支援（技術的支援）を実施	P. 50 新規	・地域自殺対策推進センターとして、管内市町村担当者および庁内関係部局、民間団体と緊密な連携を強化 （自殺対策に資する情報提供や相談支援・技術的支援の実施、国からの研修会や自殺に関する県内の状況の傾向や分析などの共有など）
	③ 地域共生社会実現への理解促進 社会全体で地域共生社会実現に向けた取組や孤独・孤立対策を進めることが、自殺が起こりにくい「地域づくり」につながっていくことから、孤立対策や地域福祉の実践についての啓発を行います。	P. 50 新規	・一体的運用を図っている「生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」における会議、高等教育機関や自殺予防協力団体、協定締結団体などの研修会での啓発活動や人材育成を目的とした養成講座等において、地域共生社会実現にむけて、啓発活動を推進